

第1回 議会運営委員会記録

- 1 日 時 平成31年1月21日(月) 午後1時00分 開会
- 2 場 所 議会委員会室
- 3 出席委員 7名
- | | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 委員 長 | 高田 保 則 | 委 員 | 阿 部 幸 夫 |
| 副 委 員 長 | 佐 藤 栄 一 | 〃 | 小 嶋 正 彰 |
| 委 員 | 渡 辺 幹 衛 | 〃 | 堀 川 義 徳 |
| 〃 | 岩 崎 芳 昭 | | |
- 4 欠席委員 1名
- | | |
|-----|---------|
| 委 員 | 宮 澤 一 照 |
|-----|---------|
- 5 欠 員 0名
- 6 職務出席者 2名
- | | | | |
|-----|-------|-------|---------|
| 議 長 | 植 木 茂 | 副 議 長 | 横 尾 祐 子 |
|-----|-------|-------|---------|
- 7 説 明 員 0名
- 8 事務局員 3名
- | | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 岩 澤 正 明 | 主 査 | 道 下 啓 子 |
| 庶 務 係 長 | 堀 川 誠 | | |
- 9 件 名
- 1) 議会改革について
 - 2) その他

○委員長（高田保則） ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

議長。

○議長（植木 茂） 大変御苦勞さまでございます。早いもので、1月も21日ということで、3分の2が終ろうとしております。本当に3月議会も2月27日からということなので、きょうは皆様方からですね、今回のICTの機器の使用基準とか、また、今回15日までに提出いただきました議会改革の提案につきましても御審議いただき、また、3月議会の常任委員会の日程等ですね、いろいろ審議をいただきたいなと思っておりますのでよろしく願いいたします。

1) 議会改革について

○委員長（高田保則） 開会の前にお知らせしておきます。きょう、宮澤議員が急遽欠席ということでございますので、お知らせをさせています。それともう一つ。きょう、この後の会議が二つ三つあるようでございます。そういうことで、目処として2時45分ぐらいまでを目処として会議を開催したいと思いますのでよろしく願いいたします。

○委員長（高田保則） 1) 議会改革について、①妙高市議会の会議における情報通信機器使用基準（案）。先般、各議員に修正意見の照会を行い、修正意見は、お手元に配布のとおりとなっております。これらの意見の対応を協議し

たいと思います。詳細については、それぞれの提出者より説明願います。提出者がいないものについては、事務局でお願いいたします。①、堀川係長。

○庶務係長（堀川誠） まず最初に、太田議員から提出があったものについて、事務局のほうより説明させていただきたいと思います。資料1の1ページ目、ごらんいただきたいと思います。

太田議員からは、第2条関係と第4条関係について、修正案のほういただいております。まず、第2条関係についてです。こちら、持ち込みする機器についてなんです、タブレットだけではなくて、パソコン、携帯電話も加えてはどうかという御意見でございます。こちらにつきましては、先般の議会運営委員会のほうで、いろいろと御協議をいただいで、最終的にタブレットに落ち着いたという経緯もございますが、修正意見として出されておりますので、御協議いただければと思います。

もう一つ、第4条、禁止事項についてでございます。こちら、基本的には問題がないということで御意見をいただいております。より安全性を高めるために、各議員に個人の端末であってもIDというもの、使用を考えたかどうかということで御提案をいただいております。IDを付与して使う方を限定することによって、より安全性が高まるということで、太田議員さんもおかつて働いていたところで個人の端末使ったというのがあったそうなので、御提案をいただいたものでございます。以上でございます。

○委員長（高田保則） 次に渡辺委員、お願いします。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 私はとりわけ異論があるわけではないんですけど、第4条に禁止事項があります。しかし、私は、傍聴規程、市民、マスコミの対応、それとの関連性というか、整合を図る必要を検討する必要があるんじゃないかなと、私はそれでなければいけないというわけじゃないんです。検討する必要があるんじゃないかなという提案をいたしました。傍聴規程には、御存知のように傍聴席にあるときは、7条に次の事項を守れと書いてあります。携帯電話、パソコン等の電子機器類を使用しないこと、ただし、報道関係者が報道を目的とした理由により、議長の許可を得た場合はこの限りではない。その都度得ているかどうかは、また議長にお尋ねしたいんですけど。

それと、写真、ビデオの撮影及び録音等の禁止。傍聴人は傍聴席において、写真、ビデオを撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得たものはこの限りではないとあります。私は基本的には、審議を妨げてはならないという発想からこの規定や、今のマニュアルの問題が出ているとだと思っております。そのいう点で、審議を妨げる恐れがある行為、例えば、パソコンを打って発信するとか、また、Wi-Fiの問題もありましたけど、受信するというのはどうなのかという問題はあります。しかし、単なる受信だとか、録音、撮影は、それほど、審議に差し支えあるわけじゃないと思いますから、こういうのは、傍聴規程も含めて、オーケーでいいんじゃないかなと、そんなふうにも思っております。以上です。

○委員長（高田保則） 次に改革クラブお願いします。

○改革クラブ（阿部幸夫） 3ページのところに、改革クラブということで話し合いをさせていただきました。特にそれぞれの項目について、具体的にどうということじゃないんですけど、使用にあたってはですね、使用の意思疎通、全体としての意思疎通と、それにおける研修の実施、すなわちルール、マナー等々についてしっかりと意思疎通する必要があるんじゃないかということでもあります。で、それぞれの事項としましては、3月から届出で使用すること、これまでの議論の経過がありますので、市民に情報通信の使用することの徹底が必要ではないか。すなわち、市民の皆さんから、何を機器をかまっているんだろうかねと、こういうような話になると困るので、そういった点を挙げております。さきほども言いましたように、2点目は、ルールと自己責任。すなわち、決められたことをしっかりと守っていくという気構えが必要だということでもあります。3点目としては、第一歩としては、前向きに取り組んでいるということで、今後の設備や環境整備の方向も議論してはどうかということ。4点目

としては、さらに引き続きですね、お互いに議論を深めて情報認識をし、確認し合っていくと。というそれぞれの事項について、意見として挙がりましたので、報告させていただきます。

○委員長（高田保則） ただ今説明がありましたので、御意見等いかがでしょうか。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） ちょっと、質疑の前に確認だけしたいんですけど、前のように戻るような気もするんで、委員長から答え、もらえばいいんですけど。タブレットだけ、太田議員のあれにも書いてありますけど。タブレットのみ良いということになりましたよね。タブレットで何をしようと思っっていますかね。

○委員長（高田保則） 堀川係長。

○庶務係長（堀川 誠） この間の議論の中では、タブレットを使って情報検索であったりということがあったかと思っいます。それで、携帯電話、パソコンについてはパソコンは音がでるしということで除くということと、携帯電話については、その時の意見では、傍から見た時にですね、ちょっと誤解を生むんではないかということで、スマートフォンは外したという経緯があるかと思っいます。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 確か、あの時の議論ではですね、情報を活用して議論を深めると、そのための機器だというふうな位置づけだったかと思っいます。従ってキーボードが付いているようなものは、作業をしているんじゃないかというふうに受け取られかねない。あるいはまた、携帯のように音声通話ができる場合については、外部と何か連絡を取っているんじゃないかとそういう誤解を生むということで、この画面で情報が収集できるわけだから、それでいいんじゃないかという議論をしたかと思っうんですが、どうなんでしょうか。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 確認だからいいんだけどさ。情報収集して、審議の質を高める。だけど、タブレットは許可制だから、一人しかしていない場合もあるわけですよ。委員会の中で、その人が持っていて、その人はしゃばの情報を集めて、自分のつくった情報をタブレットに入っているのを見るだけじゃない。しゃばの情報を集めるんでしょ。それを皆さんと共有して、どんな格好で審議になるんかなというのをお尋ねしたいんだけど。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） この第2条の2項ということで、一番先に妙高クラブでたたき台ということで出した時には、情報通信機器ということで、タブレット端末、ノート型パソコン、括弧としてモバイル型パソコン等を含む、あとスマートフォン及び携帯電話ということで、全部入っていたんですよ。で、これで11月22日、議運に上げた時に、そういった誤解を招かないように、調べるのであれば、携帯電話をいじっていると、ラインしていたり、メールしていたりと思られるんじゃないかと。あくまで、ああいう小さな機器は、電話だったり、メールだったりメインだから、いわゆる作業するというのであれば、タブレット端末に絞ったらどうかということで、この議運で決まったことを会派に持ち帰ったら、やっぱり、何で携帯電話がだめなんかにということで、そもそも論、最初の入り口をやっぱり狭くするのはいかがなものかと。何か、使っている状態で、市民からそういう問い合わせがあったり、実際にそういう、何か問題が起きたら、規制していくような形にならないかということで、やはり会派の中でも、例えば、携帯電話であったり、村越さんあたりは、キーボードでほぼ我々がメモする感覚で打っていくんですよ。だから、それは音が出るからということで。そんなに音は出ないと思っうんですけどね、ということなんで。やはり、もっと使おうとしている人たちに対して、かなりタブレット端末オンリーにしてしまうと、かなり使い勝手が狭くなるのかな、という。議運で決まったことを、私も当然そうだと思っうんですが、やはり、中にはそれ以外の使い方を、実際に打ったりですね、後、タブレットでじゃなくて、携帯でというほうもいらっしゃるんで。ここちょっと

難しいことなんです、太田議員からもこういった形で出てきていることとなると、やはり、最初から使い方というか、ぐっと狭めるよりも、こんな使い方もできるんだということで、ある程度広げていって、それで何か問題が起きたら、規制していくというような形にしていけないと、いわゆるこういった機器を使用するほうと、使用する条件が狭まっちゃうのかなという形で。私なんか、3月タブレット持ってこようと思うのは、例えば、一般質問の原稿中に入れておいて、それで、本会議場の、いわゆる議場で、あそこで読んだり、後、総括質疑やなんかですね、何項目かあればですね、その項目ごとにファイリングしておいて、見ていくと。今現在は、自分で刷った紙データのベースをタブレットに入れて見るという使い方くらいかな、と私、思っているんですけど。実際、議場で初めてワイファイ使って、ネットでいろいろ情報調べて、それがすぐなんか発言には、ちょっと、そこまでは作業できないと思うんで、ですんで、他の使い方あるかもしれませんが、今、私が考えているタブレットの使い方というのは、自分が作った資料を中に入れておいて、それを拡大なり、縮小なり、議場とか、委員会のときに、テーブルに置いてある紙を、タブレットの中に入れていくくらいだと思うんで。その使用機器に関しては、少し幅を持たせたほうがいいのかと思っています。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） おっしゃる通りだと思います。だから、その辺のところですね。使用の内容までを制限するわけじゃないんで、持込みの機器だけですよ。例えば、現実的にはですね、ワイハイ環境無いわけだから、タブレット持ち込んでも、自分の携帯につないでやる、何だって言うんですかね、そういうやり方しかできないんですよ。ということは、スマホも持ち込まなきゃいけないですよ。やろうとすると。外とつながると。そういうこともありますので、単純に先回の議運で議論になったのは、誤解を招かないようにということですので、それは基本的には私ども改革クラブでも提案しておりますように、ルール、マナーを守る。議員としての認識。ここを高めていくことで、いいのではないのかなと。もし、そうであるならば、パソコンでも、スマホでも何でもありというか、という話になりますよね。議員としての、きちとした認識を持って行動するんであれば。ということに尽きるのかなという気はするんですが。後、利用の方法は、どんどん広がっていくんだろうと思います。小学校でも、それが目的やっている訳ですから。

○委員長（高田保則） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 私は、ちょっと考え方違うんですが。今、全国各地の自治体の中で、いわゆるタブレット端末の導入ということで、非常に展開が広まって来ているんですけど。いわゆる審議の場所での情報機器の使用ということになると、キーボード打つということになるとですね、キーボード打つとかいろんな形というのは、私は果たしていかがなものかなと。だから最初は、まずタブレット端末の利用形態、これを各議員、皆さんがある程度きちっと習得したその後に、展開はいくらでも広げることは可能なんで、広げたものを狭くするのは非常に難しいと思うので、最初は、統一した形の中で、いわゆる情報を自分で見る、限定したところからスタートするのが一番いいのかというふうに考えています。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 私も正月の、年末年始のいろんな中で、もう一度議運のときからの考え直したんですけどね。まあ、あの、タブレットの持込みについては、今、堀川委員から言われたように、自分で作った情報を自分で見て、質問する、発言する。それくらいしか、今んとこ、ないんじゃないかなと思うんだよね。他の人の作ったのを見ると、また、むずかしいでしょ。そこら辺では、パソコンの機能持っているもんだから、例えば、我々だって、一般質問の原稿、パソコンで作ってあるわけですよ。その画面を、タブレットの画面にして見て、原稿を読まないで、その画面を見て質問するという点では、私は便利な面もあるんじゃないかなと。そういう点くらいでしか、

今ないんじゃないかなと。ワイファイの環境整備につきましては、別の考えがうかんできたんで、また別の機会でも発表したいと思う。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 先ほど、小嶋委員おっしゃった、タブレットでドコモと契約すれば、それだけで、単独で、いわゆる普通の電波ができるんで、携帯持ち込まないでいいんですけど。まあ、それよりもおそらく、さらに、もう一つ上の進み方に行くと、一般質問でやっていたと、で、市長が何か答弁をしたときに、再質問しようと思ったときに、例えば、よその、どここの市でも似たような、そういうのいいのかわかるかと、瞬時にネットで検索かけて、ホームページかなんかで人口だったり、ていうところまで、そこまで、行けばあれですけど、おそらくワイファイでも繋ぐとといったことになる、そういった、外の、自分が用意していないデータを、ネットから検索して、議会中なり、委員会中に調べたり、例えば委員会だったら、誰か他の委員のほうで、今みたいな形でやっていると、一つの議案に対してやっている訳ですね、その間使って、例えば上越市の凡例はないかといって、例えば上越市のホームページで、今回議案になっている文言打てば、それに関連する条例ですか、その辺が出てくるわけですよ。そこで、はじめて、上越だこうなっていますというのを、本当にそれが、タブレットを持ち込む、最後と言いますか、そこまで行けば本当に凄いなことだと思うんですけど。だから、今のワイファイ環境を整えないでやろうとしたときには、個人的にそこまで行けばいいけど、おそらく自分で作ってきたデータを、最初はそこくらいだと思いますね。きっと。ですんで、今言った、携帯電話を持ち込むか、持ち込まないかってのは、今から規制しないほうがいいのかなという思いです。

もう一ついいですかね。太田議員に一つ聞きたいんですけど、IDを付ける、IDで管理するというのはどういうことですか。私、ちょっと意味わからなかったんですけども。

○委員長（高田保則） 暫時休憩します。

休憩 午後2時20分

再開 午後2時23分

○委員長（高田保則） 休憩を解いて会議を続けます。今、太田さんから話がありましたけど、要は、どこが親元になって発信を、責任を持ってやるかというところが、多分、太田さんの提案の、一番スムーズなやり方だと思うんですけど、今の情態ですと、そこを中心になってやるというのが、おそらく議会事務局しかないと思うんですよ。しかし、事務局の中で、それだけの機器を使った事務量がこなせるかということになると、その辺も考えなくちゃいけない。まあ、将来的にはそういうことだということで、良いんですけどね。現状を考えた場合、それだけの事務量が事務局としてこなせるか、どうかということが、一つ問題だと思う。そういうことで、今も、事務局からメール、FAX それぞれ、議員宛てに送っているわけですから、そんなような状況も鑑みて、議論をしていただきたいというふうに思います。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 全くおっしゃる通りなんですけど、今、そこまで行っていない段階ですので、議員同士のメールのやり取りだとか、あるいは、その機器を使ってやるというのは、今の段階では個人の責任ということですし、将来的にね。タブレットを貸与してね、それをきちっと、やるという場合には、これが当然、必要になってくるわけですので、ただ、そこまでは今回は、ちょっと追いつかないというか、そういう状況じゃないかなと思いますので、参考に聞いておくということがよろしいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（高田保則） 将来を見据えた御意見ということで、拝聴しておくということでいかがでしょうか。

（特段応える者なし）

○委員長（高田保則） じゃあ、あの、太田議員の提案については、そういう取扱いにさせていただきます。

（何事か言う者あり）

○委員長（高田保則） 一番のタブレットのみじゃなくて、パソコン、携帯、スマートフォンを含む、持ち込みをしたらどうか、ということですが、前回もそうでしたけども、特に携帯については、発信するというよりも、受信というほうが問題だというような、確か意見だったと思うんですね。議会中に携帯の受信があった場合にどうするか、それをいちいち議会中でも受けるのか、そういう発信内容は別として、そういう問題が議会中に果たしてよいかどうかというところが、多分この間の意見の中でも出たと思うんですが。パソコンについては、キーボードを叩くということで音が出るとか、そういう問題もあったと思うんです。タブレットもキーボード付きじゃなくて、液晶部分だけということで、確か、決めたと思うんですが、その辺ですね、前はそういうことで、タブレット、キーボード付きじゃなくて、液晶部分だけだということで、確か、やったと思うんですが。特に、私、実は、国会なんかも傍聴したことがあるんですが、途中、携帯入るとね、見苦しいです。あれは。まあ、スマートフォンもそうなんですけども。あれは、議会の品位と言いますか、品格を落とします。あれはね。傍から見ると。私どもは、議会というものを鑑みた場合は、その辺をルール化したほうがいいんじゃないかと、私個人はそういうふうには思っておりません。前回の議論を含めて、そういうふうな考え方でいきたいと思うんですけど。

阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） 前回の議論を含めて、本日の意見を聞く中ではですね、まあ、後退してもいけませんので、まず、前進。まず、できること、お互いに共通する部分は何かということで、私は、ルールとお互い個々の責任を持ちながら、まずタブレットということで議論してきたわけですから、まずそれをしっかりとですね、皆で何からできるのかを、まず認識しあって進めることが大事なんじゃないかというふうに思います。次の話は、次、いろいろステップがあるんじゃないかと、これまでの経過としてはそんな意味合いを持っているのではないかと思いますので、申し述べておきます。

○委員長（高田保則） 他に意見ございませんか。堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 議運で決まったことは、皆さんに周知しなきゃいけないんですが、やはりあの、使い方によっては、本当、タブレットにメール入ってくれば、本当に、タブレット持ち込んだからといって、使い方を間違えば、メールを返信したり、議会と全然関係ないことをやるわけなんで、それはあの、機種ではないかなと思うんですが、委員長おっしゃるとおり、携帯かまっていると、まあ、市長もかまっていますわね、たまに、下でこうやってね。だから、あれが一般の人から見て、どう思われているのかということもあるんですけど。だから、太田議員からもそうですし、我々の会派からも、携帯だめなのかということで、議運でなんとかならないかということ、話をしていたんですが、皆さんの意見を聞くと、今回は、タブレットということで、実際に3月使ってみて、6月以降、いやこうしてほしいという、各委員、各議員の意見があれば、その時はまた、ずっと改善していくんで、絶対これで決まったから、もう二度と携帯持ち込んだり、パソコンを持ち込んだりいけないということじゃないんで、まあここは、一度決まったことなんで、今回はタブレット、少なくとも3月はタブレット、オンリーでいって、今後の皆さんの使い方とか、意見を聞きながら、柔軟に対応していくということで、落とすところはそんなところかどうか。

○委員長（高田保則） じゃあ、よろしいでしょうか。じゃあ、あの、太田議員の提案の内容については、1番、2番、そういうことで、将来の課題ということで、取り扱いをするということで、よろしいでしょうか。

（「はい」という者あり）

○委員長（高田保則） はい。そういうことで、太田議員の提案については、そのようにいたします。次に、渡辺委員

の整合性の問題ですかね。大きく言いますと。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 口出しだけですから、題出しだけですから、引き続き検討していただきたいだけであって、今、ここで、どうの、こうのって言う話じゃないんです。ただ、私はさっきも申しあげましたけど、タブレットでも何でもそうなんですけど、委員長は国会の品位の問題とおっしゃったけど、それ、抽象的な話であって、問題は十分な審議ができる環境にあるかどうか、審議を妨げるかどうかというのが、基準だと思うんですよね。そういう点で、マスコミ、報道関係なら良い、市民は駄目、議員は駄目というのは、どうなんかなという提案でありあますので、引き続き検討していただきたいと。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） この傍聴規則まで、ちょっと頭が回らなかったんですけど。他市の先進の事例では、この部分についてはどんな取扱いになっているか、わかりますか。

○委員長（高田保則） 局長。

○局長（岩澤正明） まあ、そこまでは承知していませんけれども、妙高市と同じタイプだと思います。傍聴者については、審議の妨げにならないようにと、大原則だと思いますが。ただ、報道機関だけは、ちょっと特例だろうと、特例でというような形になっているのが多いかと思います。以上です。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 傍聴規則もかなり古色蒼然とした、歴史のあるやつなんで、こういうことは、デジタル機器とか、こんなの想定していない部分が多いかと思うので、今後の検討課題ということで、どうでしょう。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 今、傍聴規則の話、局長からも話ありましたけどね。多分、私が市役所に入った頃は、傍聴人取締規程だった。傍聴人はあたかも犯罪者のような扱いをして、取締規程とは何事だという話になって、全国的にもそういう話になって、今は、この程度になったんだと思うんですね。まあ、そういう点ではね。シャバの状況とは大分違っているという、そういうのを前提に置きながら、考えていっていただきたいと思います。

（「ちょっといいですか」という者あり）

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） これ今、書いていただいた7条と8条ということで、まあ、我々、マスコミが入れば、当然写真撮るために入っているのかなというふうに思っているし、さすがに、質疑とか、録音、後でいろいろJCVとかやっているんで、特に全部メモは取っていないと思うんですけど。これ、議長の許可ということなんですが、一回ごとに議長の許可を、形的にはとっているんですかね。一応、その辺、議長どうなんですかね。要は、議長の許可を得た者となっているんですが、その都度取って、きょうは良いとか、きょうは悪いみたいな、許可しているかどうか、その辺どうなんですか。

○委員長（高田保則） 局長。

○局長（岩澤正明） まあ、総務課のほうですと、係員がおるんですけども、一応そこで取るというような形にはしてありますけども、毎回毎回のことでありますんで、その都度その都度まではいっていないのが実情ではないかというふうに思います。ただ、市民の方、報道機関も併せて、やっぱり、審議の妨げにならないようには注意しておりますので、騒がしければ駄目だったり、音がしていれば駄目とか、パシャパシャしているのはどうかというような形で、議長が注意するときもありますので、傍聴者については、極力、極力というか、下の議員さんとは違ってですね、上のほうはちょっと静かにしていなければいけないというのは原則かと思っています。議員さんについては、

審議の邪魔にならないようにするとともに、審議に活用するための検索とかというのは、ある程度やむを得ないのかなと思いますが、それについてもマナーということで、音がでないようにするのが原則だというふうに思います。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） やはり、この辺もちよっと、今の実情にあった形で、例えば、そういった許可、今実際に許可していない訳ですね、申し出ている程度であれば、何か申し出ているという形にして。大原則は、先程の審議の妨げにならないようにというのが、大原則なんで、そのルールを破った人はもう出ていってもらうとか、それは残さなきゃいけないと思うんですけど。その辺はやっぱり、今の場合はまだ許可という形になっているんで、その辺は、こう、何か申し出とか、その辺にして、変えていかなきゃいけない、見直しなきゃいけないのかなというふうに思います。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 最後にもう一言だけ。私は、ここの修正案には書いてないんですけど、さっき、局長、報道関係、市民の皆さんの傍聴人、それが下の議員の状況と違うような話をされましたけど、そういう点で言えば、あくまで、審議の妨げになるかならないかが判断基準だとすれば、議長の了解を、今のタブレットの持込みもそうですけど、議長の了解を得るのなら、例えば、議員は受信したり、録音したり、撮影したりするくらいは、許可を得てあればいいんじゃないかなと思ってますので、そういのも含めて、お願い、検討していただきたいと思います。

○委員長（高田保則） 今、渡辺委員から、将来の検討課題ということで、今提示されている7条、8条そのほかに今、口頭での議員の問題、それらを検討課題ということで、取り上げていったらどうかという御意見でございますが、いかがでしょうか。

（特段応える者なし）

○委員長（高田保則） よろしいですか。まあ、将来って言いますと、将来と言うのはちょっと、どの辺までかわかりませんが、一応、そういうもの議運の中で、検討課題ということで、取り上げていくことにしたいと思えます。次に、改革クラブの問題については、いかがでしょうか。特別ございませんか。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 改革クラブの皆さん、提案された方、今、当面はタブレットですよ。タブレットだけの問題については、特に研修しなければ解決できない問題っていうのは、あるのでしょうか。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 特に、タブレットに限って、ということじゃなくて、これから先ですね、タブレットで終わりじゃないとおもうんですよ。これから、どういうものが出てくるか分かりませんし、タブレットも今はこういう使い方しかできないっていうような前提で話をしてますけど、もっともっと使い方ってのが広がってくるはずだと思うんですよ。そういったことを含めてですね、何ができるのか、何をしたら議論が深めるような形になっていくのか、そう言った部分も、先を見通して、研修をしていくべきではないか、というような意見です。

○委員長（高田保則） 改革クラブの問題については、そういうようなことで、将来の問題も含めて、ということで、ございます。今、3名と一会派の修正案を、修正意見をいただきまして、それぞれ今、審議していただきましたが、いずれにしろ、今これをすぐ修正することじゃなくて、将来に向けた問題で取り扱いをしていくということで、結論づけたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（高田保則） よろしいでしょうか。じゃあそういうことで、今回の提案のものについては、将来、検討していく課題として、取り上げていくことにしたいと思います。

(「議長、一点だけ」と叫ぶ者あり)

○委員長(高田保則) 堀川係長。

○堀川係長(堀川 誠) すいません。最後から2ページ目のところに、使用基準案を付けさせていただきました。それで、一か所だけ、前回と変わったところがございます。一番最後の附則の部分でございます。この施行日についてなんですが、前回、3月定例会という御意見と、3月1日という御意見があったんですが、今回3月定例会の初日が2月27日でありますので、その部分を付け加えさせていただきましたので、ご報告をさせていただきます。以上です。

○委員長(高田保則) 前回の議運の結論は、3月1日からということで、決まっていたと思うんですが、今回2月27日が議会招集日ということで、これを2月27日に替えるということで、今、堀川係長から提案がありましたけど、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と叫ぶ者あり)

○委員長(高田保則) じゃあ、この附則については、3月定例会、2月27日から施行するというので、そういうことにいたしたいと思います。

○委員長(高田保則) それでは、この基準で、3月定例会から実施できるよう、全議員への周知などは、議長と議会事務局から進めていただきたいと思います。

(何事いう者あり)

○委員長(高田保則) 渡辺委員。

○渡辺委員(渡辺幹衛) 今、係長から資料1の話、出ましたけど、附則はいいんですけどね、その前の5条、私はあくまでも、さっきから繰り返しているように、審議の妨げになるかどうか基準なんですから、ただし、以降、再三の注意によっても違反する行為が改められない場合は、情報通信機器の使用の停止を命ずることができる、議長の権限として、命ずることができるんだけど、これは、私は、議長は命じなければならないというふうな、強制が必要じゃないかと思っています。検討してください。

○委員長(高田保則) 第5条ですね。今、渡辺委員の意見は。ただし、再三の注意によって、違反する行為が改められない場合は、情報通信機器の使用の停止を命ずることができる。

(「私は、命じなければならない、だと思います。」という者あり)

○委員長(高田保則) 「ことができる」か「命ずる」か。まあ、その辺の。今、渡辺委員は、これではちょっと甘いんじゃないかと。多分、そういうニュアンスの意見だと思うんですが。できる規定なのか、する規定なのか。まあ、その辺ですね。どうでしょうか、皆さん。

渡辺委員。

○渡辺委員(渡辺幹衛) 前段が、審議の、あれを妨げるという判断によって、注意しているわけだから、その再三の注意によっても、改められない場合は、それこそ命じなければならない、命ずるものとするとか、そういうふうな強制的にする必要があると、私は思います。

○委員長(高田保則) いかがでしょうか。まあ、私個人としても、そのほうが、第4条にこれだけのものが、禁止事項があるわけなんで、それに違反するものについては、しかも一度ならず、再三ですから、議長の権限として、使用禁止する、命ずるということです。

堀川委員。

○堀川委員(堀川義徳) 例えば、これだけのことを本来であれば、前条に違反した時点で、一回でも例えば、写真許可なく撮っちゃいけないって言っているのに、撮ってしまえば、そりゃあ、そこでもう没収というか、アウトです

ので、違反して、再三はつけるかつかないかはあれなんですけど。やはり、禁止事項をした時点では、もう妨げになっているわけなんで、中止というか、文言はともかくとして、だと思っんですけど。問題は、その中止の期間なんですけど、例えば、この裏にある使用届出書の中で、使用する議会という形の中で、例えば3月定例会議会みたいな形を出しておく、その議会中は一切使えないのか、それとも、その人が違反したんだから、次の任期までとは言いませんけど、どの程度、例えば、その会議中で本会議の一般質問の中でやってだめだったら、この次の委員会では良いのかっていう、その辺でどういうふうな、そのうっかり撮っちゃった、みたいなのがあったとするなら、それで、議長が、「堀川くん、タブレットは禁止だ」って言って、すぐ閉まって、それが、どこまで禁止なのか、その議会中なのか、届出書でいけば、3月議会ってことになれば、この議会中の、届出書に対しての禁止ってことになれば、まるっきり3月議会ですし、その本会議なら本会議の一般質問のその日だけなのかっていう、その辺の禁止の重みというか、その辺どうするかということですよ。

○委員長（高田保則） この、第4条の使用禁止事項というのは、会議中ってことで、会議中ということだから、この届出の使用期間、何月何日から何年何月何日まで、この間ということになると思っんですよ。使用届出しなければならぬから。

○堀川委員（堀川義徳） そういった形で、例えば、3月議会、長丁場ですけど、初日の一般質問でNGくらっちゃえば、もう3月議会は一切使えないんで、非常にこう、重たいですよって、いうふうなのか。まあ、使用期間ね、区切って、3月議会の、例えば、ここ一回、一般質問の自分の日にちだけ書いて、2回目が、総括質疑の日にちだけ書いて、細かく持ってくれば、その都度なんのかって、おそらく、この裏からいけば、3月定例会の、いわゆる議会の初日から最終日までの期間書いて、通常であれば、出すんですけど、そうすると、それが常識だと思っんですけど、その辺、区切られて出してきた、区切って出しているんだから、俺、また委員会の時、良いだろうって言われても、それもある程度のルールを決めておいたらいいんじゃないかなと思っんですけど。

○委員長（高田保則） 局長。

○局長（岩澤正明） この届出について、前回の議運の時に、一年間に1回くらいということであったかと思っます。度々であれば、それも煩雑ですので、1年に1回の届出でよろしいんじゃないかと思っます。その停止の、今度、命ずる時期、時間ですけども、それは議長に任せてよろしいんじゃないかと思っます。再三の具合も、ちょっとわかりませんし、相手方の態度というのわかりません。議長の判断でよろしいかと思っますし、そのものについて、命じたものについて、今度、重すぎるんじゃないかということであれば、命ぜられた人が議運とかです、相談するとか、そういうところからまた議長と議運と相談するというようなことで、まあ、ちょっとなかなかないケースなんで、あんまり深くやるよりも、議長の判断が原則、それで疑義があれば議運で判断するというような処理でいかがでしょうか。

○委員長（高田保則） この問題について、改革クラブさんが、ルール、マナーという一つの問題提起していますので、これからいろんな面で議員研修やるということですので、その中で、皆さんと意見交換しながら、適正な使い方をしていくということで、行っていきたいというふうに思っます。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） もう一個ですけど、細かくてすいません。例えば、第4条の、括弧5、議長又は長の許可なく、会議の写真等、ウンたらと書いてありますが、これ、許可があれば良いということですよ、逆に言うと。

（「そうだね」という者あり）

○堀川委員（堀川義徳） 許可書って言うんですかね、許可の申請みたいなのは、当然、何でも書いて出せばいいんだよって、いうふうなのか、それともある程度ひな形あって、今後、例えばですね、活動報告に、議場でしゃべって

いる写真を撮りたいと、ですんで、私は八木さんに、私が一般質問しているとき一枚写真を撮ってほしいと、いうことがあれば、写真はNGなんですけど、例えば議長に、一枚、一般質問の写真を撮らせてほしいんだ、というような届出があれば、そこで一枚写真を撮っても良いというような、そういうときは、何か届出みたいなのはあるのか、その辺どうなのか。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） これは、使用基準というか、内規ですよ。で、今まさに、おっしゃったことは、会議規則中にきちっと定められているんじゃないかと思うんですが、それで、許可する、許可しないという基準をしっかりと。ここはやっぱり、内部の、我々の議員としての申し合せ、通信機器の使用の申し合せということで、しっかりと、モラルを守りましょう、ルールを守りましょうという規定にしておいたほうが良いんじゃないのかなど。あまりにガチガチにするというのは、どうなのかなというような気もするんですけど。それこそ、そういう場合は、なんか処分をどういうふうにするとかってな話にまでつながることで、あくまでも申し合せということで、守りましょうよ、ということで、私は良いんじゃないかと、私は思うんですけど、どうなんでしょうか。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 小嶋委員からも出されましたけど、規則とこの中で、議員の申し合せとの整合性も見てかんきゃいけんと思うんだよね。課題として。それと、さっき、それこそ、整合の問題で言いたらなかったんですけど、ここの例えば、4条の括弧5、議長又は会議の長の許可なく、会議の写真、映像等の撮影、録音等をすることが、許可なくは駄目なんだ。許可あれば、私、検討してもらいたいと言ったんだけど、許可があれば良くてことだよ。そういう点では、規則を持って来ていないから、あんだけど、規則との整合性を取って行って、引き続きお願いします。

○委員長（高田保則） いずれにせよ、この問題についてはですね、基本的な妙高市会議規則がありますので、それが多分、一番、元になると思いますので、その辺を、例えば会議規則を変えなくちゃいけないとか、という問題もまたこれからあるかと思うんですけど、それも含めて、優先するのは、やはり現状では、妙高市会議規則、っていうことが優先されると思うので、そのように理解をしていただきたいと思います。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 私、会議規則持って来ていないんで、あれなんですけど。例えば、会議規則の中で、写真撮影駄目だということであれば、ここも必ず、写真撮影は禁ずる事項に、許可どうのこうのとか、書けないわけですよ。だから、それはハッキリしておかないと。これみると、許可あれば良いのかということになりますよね。

○委員長（高田保則） だから、上部規則は、妙高市会議規則だと思いますので。局長。

○局長（岩澤正明） 今、さっと見たところ、会議規則にはここまで細かいのは載っていないですね。

○委員長（高田保則） 暫時休憩します。

休憩 午後2時54分

再開 午後2時57分

○委員長（高田保則） 休憩を解いて会議を続けます。第4条の括弧5、議長又は会議の長の許可なく、会議の写真、映像等の撮影、録音等をすること、の項を、議長又は会議の長の許可なく、ここまでを削除ということでお願いしたいと思います。したがって、括弧5の項目については、会議の写真、映像等の撮影、録音等をすること、これが禁止事項ということになります。よろしいですか。そのように取扱いをしたいと思います。

○委員長（高田保則） では、次に、進みたいと思います。

（何事がある者あり）

○委員長（高田保則） 第5条の命ずることができる、は、命ずるものとする。

②議会改革に係る提案と今後の取り組む項目について

○委員長（高田保則） 次に、②議会改革に係る提案の提出状況と今後取り組む項目について、新たに提出された議会改革の提案について、お手元に配布の資料3のとおりとなっております。これら提案のあった項目と、昨年度提案があったもので、平成29年度、30年度取り組んで来たもの以外の項目の中から、今後取り組む議会改革の項目を決めることとなります。まず、事務局から、平成29、30年度検討状況について、実施した項目、積み残しの項目について、説明願います。

局長。

○局長（岩澤正明） 29年度、30年度の活動の振り返りを簡単にしたいと思いますので、資料2の一覧表をごらんください。順に簡単にですね、説明していききたいと思います。No.1の1議会運営マニュアルに会派代表者会議の規定を追加。これにつきましては済んでおります。その内容としては、議長は必要に応じて会派代表者会議を招集することができる」と規定したものでありまして、これにつきましては今後会派代表者会議を重ねていきまして、決まったものも項目について議会運営マニュアルに掲載するというところでこれは済んでおります。1の2、議会運営マニュアルに人事案件の農業委員会の表決方法を記載するというところでこれも済んでおります。次、2の1各議員が執務できる体制整備ということで、各議員の机等を設置するというのは今後の課題であります。ロ)のWi-Fiの設置につきましてはNo.13で継続検討となっております。2の2、会派別の議員の執務室の設置につきましては今後の課題となっております。3、①、②、③となっておりますが図書室の整備につきましては今後の検討課題であります。次のページごらんください。4番政務活動費の後払いにつきましては、終了しております。5番の項目につきましては取り下げとなっております。6の1議会運営委員会の構成は常任委員会委員長が当て職になっておるんですけども、当て職を廃するという議会運営マニュアルの改正についての提案は今後の検討課題です。6の2議会運営条項について全会一致を原則とするマニュアル変更については済んでおります。7番、付託議案の委員長報告について総括質疑の内容をどのように反映させるかという検討ですが、これは今後の検討課題であります。8、所管事務調査の活用の手続化、これは済んでおります。9番一般質問のあり方について、これは研修会を実施しまして既存のルール周知ということで実施しております。大きくそういうことをやっという議運の決定のもと進めたものであります。①、②、③の内容の中で済んでないこともあるんですけども、一般質問のあり方、大きく研修会、既存のルール周知を行ったところでありまして、10番No.8と同じでありまして、所管事務調査のことです。これは済んでおります。11番、議員の会社、団体等における兼職基準についてです。兼職、兼業の整理ということで、法、条例、マニュアル、事務局長通知の整理を行うということでありまして、これは現在やっている所でありまして、今後研修会を予定と、唯一進行中のものであります。12番、議会事務局を議会局に改称するというもの、これは今後の課題です。13番、ICT環境の整備についてです。Wi-Fiの設置、タブレットの貸与につきましては今後の課題です。導入につきましては今ほど検討していただいたところであります。14、議員提案条例の制定、政策提言に向けた仕組みの整備ということでフローチャートを作成したところでありまして、これは済んでおります。15番、政務活動費によって先進地視察をしたものについて議員間で研修を開催するという提案。これは今後の課題です。16番、複数の常任委員会へ所属できるようにするという提案ですが、これは今後の課題ということでありました。以上、平成29年度、30年度の提案に基づいて議運で実施した状況は以上のとおりです。

○委員長（高田保則） 次に、新たに提出された議会改革の提案については、資料3をごらんください。最初に一覧表があり、次に提案のあった個票を綴っております。内容を確認したいと思います。内容については、それぞれの提

出者より説明願います。提出者がいないものについては、事務局で願います。不明な点に対する質問は、提案者ごとで行っていただきたいと思います。一番初めに妙高葵クラブの説明をしたいと思います。

まず、(1)の内容は議員報酬の改定であります。現状は平成17年の合併以前、これは新井市の報酬基準を基礎としておりますが、現在のほうがそれに比較して低報酬であるということでもあります。課題としては、今後合併前と現状をいかに課題を理解してもらえるか、今の合併前の議会の守備範囲、それから合併後の議会の守備範囲、このあたりをどうにかしてもらえるかということ。それから、合併後の議員活動の広さをいかに理解してもらえるか。単純に妙高市の広さは、合併前と比べて約2倍以上になってるわけですね。そういうものとか、人口もふえている。それから、合併以前と比べて、いわゆる自治行政の幅が広がっているというようなことも鑑みただけでそれだけ議員活動が当時よりも広範囲な活動をしているということを理解してもらおうということでございます。それから定数削減、旧新井市の場合は合併前20人という定数がありましたけども、それだけ踏まえても今18人ということで、非常に議員活動の大きさが広がっているにもかかわらず、議員定数を減らしているということも、いかに議会が努力しているかということも理解してもらおうということだと思いますし、4番目としては議会での活動状況の広報ということで、そういうものをいかに市民のほうに広報して理解をしていただくかということが今後の課題ということになると思えます。改善案としては、平成16年新井市を基準として人口、世帯数、議員定数の倍率を基に検討させていただきました。裏面を見ていただきたいと思えます。平成16年度の旧新井市の基準ということで吸収合併ということで、新井市が主体になりましたのでそれをもとにしてあります。新井市の平成16年度の状況でございますけども、人口が2万7857人、世帯数が8487世帯、議員定数が20人という状況の中で右側の議員報酬があったわけですね。今現在それに比べまして30年度人口が3万2884人、世帯数が1万2411世帯、議員定数が18人というなかで右側の議員報酬があるということでございます。合併時の議員の問題だとか取り上げていません。単純に吸収合併した新井市を対象に比較をしております。それと平成16年度の新井市の状況と現状を比較した場合、人口に関しては1.18倍、世帯数については1.46倍、議員定数については0.9倍ということ、その前提で理想の議員報酬、これは平成16年度新井市の議員報酬をもとにして算出した額でございます。議長が42万8340円、副議長が34万9280円、議員が33万3340円。世帯が1.46倍になったということでそれを単純にしますと、議長が52万9980円、副議長が43万2160円、議員が41万3180円、議員定数が0.9倍ということでございます。そうしますと議長が40万3333円、副議長が32万8880円、議員が31万4444円というような数字になるということでございます。それを右側に単純平均した額が右側の金額でございます。議長が45万3884円、副議長が37万106円、議員が35万3654円ということになります。これは決して多いとか少ないとかということもあるんですが、当時の議員定数と現状の議員ベースではこういう状況の変化においても依然として議員報酬は据え置きされてるということが一つの私どもの課題だというふうに思ってるわけです。そういうことで決して当時から上回るとか下回るとかというんじゃなくて、当時と同じく考えてこのぐらいの議員報酬は受けて然るべきではないかということで提案をさせていただいております。このほかにもですね、きょうは持っておりませんが、例えば妙高市の面積の問題もあります。それからもう一つは議案の数、内容、そんなこともありますし、機関委任事務も今はないわけですね。国の責任であったものが全部地方自治体に降りている。そんなことも考えながら、決して今は、議員報酬は多くはないと、逆に議員の努力で減ってるというような状況ではないかというふうに考えて提案をさせていただきました。それから、もう一つは前回も私ども一般質問の方式について色々提案させていただきましたし、また去年は研修会も開きましたし、これからのいろんな形で継続をしていくということもございますけども、議会基本条例にも確か出た。マニュアルにも出ていたと思えますが、純粹にこの際、一問一答方式に変えたらどうかという提案でございます。現状、私ども会派の中で討議した中では、一般質問は質問じゃなくて書簡を述べる場であるとか、質疑である場にな

ってるような気がするような状況でございます。そういうことで、それを一問一答方式にすることで本来の一般質問というもの成り立つんじゃないかなというふうに思います。そういうことで、再質問を禁止するということが提案をしたいと思います。これは、一問一答方式ですと今の大項目で三つか四つで30分やり取りしてるわけですが、途中で本題がほとんどどっか行っちゃって、違う関連、関連の質問になってるような気がしないでもないんです。それらをやはり本来の一般質問の趣旨をきっと当局側に伝えるという方式がいいんじゃないかということで、こういう提案をさせていただきました。それともう一つは、本来の一般質問の中身を濃くするために相当議員個人が考え方、裏付けをきちっと持たないとなかなか一般質問ができないのではないかと、そういう状況にもなることが重要だと思いますので、今みたいに関連、関連で最後に本題がどこ行ったかわからんような質問の仕方はうまくないんじゃないかということでございます。そういうことで提案させていただきました。それからもう一つは質問のする位置ですけども、これはあくまでも当局側に質問するわけであって、市長に質問するわけであって、今みたいに背中からやるというのはちょっと沿わないんじゃないかなというふうに思いまして、当局側と対面して一般質問するというのにしたらどうかということです。現状は質問というのは議員側から当局への一般質問であるにもかかわらず、議員から議員に質問するような向き方の問題ですね。そういうことでなると。課題については、質問そのものは別に対面するわけで問題ないですが、ちょっと設備が金掛るかなと思うわけでありまして。それと演台を議員側に設置することによって当然当局側も自席でいいと思います。そういうことで相対的な議会運営の時間短縮ができるんじゃないかということと、個々には書いてありませんが質問の中身の濃さが非常に顕著なんではないかということで提案をさせていただきました。もう一つは、4番目として議員の出席状況をどこかで一般市民等へ知らせるべきではないかと思うわけです。委員会の管外調査だとか視察だとかいろんな中で各自自治体にお伺いするわけですけども、最近ほとんど玄関入口正面に議員の出欠状況、誰と誰の議員が入庁してるとか、きょうはどのような会議があって、誰と誰が会議出席してるという議員の入庁状況が出てくるケースが非常に多いです。これは議員の、我々の活動を知らしめるということも大事なことで、これも玄関正面に表示板をつくったらどうかと。きょうの議会運営委員会は昨日の上越タイムスには出ましたけどほかには全くわかりませんよね。私どもこれだけ重要な会議をしてるのに市民、住民の皆さん知らないというのも我々の活動があまり知られていないということにもなりかねないんで、その辺も広報ということもありますので、また、議員活動がどのくらい真剣に行われているということも、市民の皆さんに知ってもらうためにこういう表示板を付けていただくということでどうかということです。そのかわりこれはどこで表示板をインプットするかは議会事務局だと思いますが議員の皆さんは入庁時には必ず、事務局へ顔を出して要件等を伝えることもこれから必要になるかと思いますが、そんなようなことでちょっと多いんですが四つほど提案させていただきました。以上です。

あと、改革クラブ。小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 改革クラブ小嶋です。二つ説明をさせていただきます。6ページ、常任委員会の所管事項見直しです。今現在、三つの委員会がありますけれども、この委員会構成、所管については昔の新井市の時代からほとんど変わっていない。各課の所管事項というのは変わってきておりますけれども、委員会の課の所管は変わっていないというようなことです。しかしながら、政策だとかですね、予算の状況を見ますとですね、大きく変わってきます。建設、産業の分野がですね、昔は多かったんですけども、今は健康、福祉、介護、子育て、こういったところに大きく変化しております。また、地方分権一括法が施行されて以来、各課の事業内容や仕事量、市民生活と関わりが変化している。地方分権が進みですね、自主事務が非常に大きくなってきているということがあります。それに伴って、議会で取り上げる条例だとか、いろんな案件あるいは計画ですね、総合計画を中心とする各種の計画、そういったものも大きく様変わりしている。今の委員会構成の中ではアンバランスが出てくるんじゃないかとい

うふうに思っております。審議時間だとかですね、そういったものを見ましてもですね、極端に非常に長時間に審議をしてるところもあれば、割と短時間に案件がなければ終わってしまうというところもある。そういった所をですね是正する必要があるんじゃないか。より具体的に審議を深めるためにですね、バランスを見直す必要があるんじゃないかなと思っております。それからもう一つはですね、委員会を超えたですね、政策課題というものが非常に大きくなってきてる。地方創生、あるいは人口減少、そういったことに対応するにはですね、一つの課だけでは対応しきれない部分が非常に多い。かといってですね、特別委員会とかの設置で対応するというところもあるんですが、それだけでなく点数、人数が少ない中でですね、さらに新しい組織をつくるというようなことになりますとですね、非常に負担も大きい。それからどこをどういうふうに議論をしてそれをどう反映されるかというような、取り扱いのやり方についてもですね、特別委員会を設けますとですね、問題になってくる。特別委員会のほうが優先するような形になりますので、非常に難しい。そういったことからですね、より効率的に少人数でも審議を深めるような形ですね、委員会構成を見直す必要があるのではないかなということです。改善案としてはいろいろあると思うんですけども、ここではですね、三常任委員会から二常任委員会に集約してはどうかということです。委員会の名称についてはですね、修正をお願いしたいんですが、一つは総務教育委員会。健康福祉じゃなくてですね、総務教育委員会ということで今の関連。これは、いまの総文と一緒にです。これにどう絡めるかという部分もあるんですが、今非常に課長さんだけでもいっぱい出ておられますし、予算規模も大きい。内容も濃いということから、これはこれのままにして、産業経済と健康福祉を足していただきたいんですが、建設産業健康福祉委員会。この名称についてはね、整理が必要だと思いますけども、仮称ということで御理解いただきまして、建設、農林、観光商工、環境生活課、健康保険、福祉介護、ガス上下水道局、その他行政委員会のこの辺の二つくらいに集約してはどうかと思っております。より議員としてもですね、幅広い勉強しないと対応できないという苦しさはあるんですけども、やはり時代に対応するためにはですね、議員も勉強してですね幅広く対応すべきではないかなという提案でございます。このほかにもですね、今の三常任委員会の中でバランスを考えて、見直すということもありかなとは思いますが、抜本的な改革については二常任委員会にしてはどうかというふうに提案でございます。

それから7ページでございますけども、議会図書室です。これは地方自治法で設置が義務づけられているんですが、公明党さんのほうの去年の提案でもですね、3ですかね、何点か提案をされております。趣旨は多分同じじゃないかと思うんですけども、より議会運営、議会活動の活性化を図るためにですね、活用を促進できるようなことが必要でないかというふうに思います。今現在のところ会議室、物置というようなですね、極端な言い方すればそんな形でしか活用されてないんですが、より議員活動が活発になるような対応をしてはどうかというふうに思います。議会基本条例の中でもですね、あえて21条に議会図書室の充実というようなことも取り上げられております。そういったことですね、目指す改革が必要じゃないか。改善案といたしましてはただ、議会図書室としてだけですね、お金を掛けてみてもどうなのかなと、やはり市民の皆さんに開かれた議会、今議会が何を課題としているのか、あるいはまた議員と同じ目線に市民の皆さんからも立ってもらってですね、色々考えていただく。そういう資料提供するというのも含めまして、今市の図書館が検討されておりますが、それと併設するような形で資料の共有化、人員、リファレンス機能の共有化、こういったものも進めていくような考えでどうかというふうに思っております。先進事例を挙げておきましたけども参考になればというふうに思っております。以上です

○阿部委員（阿部幸夫） 8ページはですね、ちょっと私のほうの提出ミスでカットさせていただきたいというふうに思っています。

○委員長（高田保則） 次、渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 私のほうの提案を説明します。概略だけ。委員会に付託するという格好をとっている、議会

の基本そうしてるんですけど、果たして今の状況で委員会で十分審議できてるかとかどうかという点での提案です。今小嶋委員からも話ありましたが、二つにしてはどうかとか色々ありますね。それで現状では、ここも認識同じだと思うんですけど、議員定数が削減されて、委員会審査が形骸化する恐れがあります。課題としては二つ考えられるんですけど、委員会数を三つから二つにして委員数がふえるわけです。そういうのと、委員会運営の見直し考えられますが、①の問題では委員の所管範囲が広くなり、現実的だとは思えないということで②について検討します。と言いますのは、今三つあって付託される先以外の議員は議案に対して3回まで総括質疑できることになってるんですよ。だけど実際は総括質疑はあまりやられていないんですよ。そうするとその広い範囲をもって委員会に出席する。果たして1.5倍の範囲のをちゃんと吸収して市民の負託に応えられるかどうか、それは私は大いに疑問であります。そういう点で、所管範囲を広くすることが必ずしも解決策にならないと思ってます。それまた後のほうで出て来るかもしれませんが、改善案としましては、今付託議案に問題があるという認識する所管外議員が総括質疑で3回質疑すれば、制限ありますから、そうすると委員会に出て追加の発言できる、質疑できるようになっています。それも、全部の委員の質問終わってから3回に限ってます。つまり、6回聞けるわけですけど状況見ると聞き置いた程度じゃないかなと、そんなような格好でそれが実質審議にどう影響するか、そういう点では疑問もあります。それと委員長報告の見直し。委員外委員の質疑内容においても、委員が必要と判断された場合には委員長報告に加える。12月議会では加えられましたから。これも初めて。今まではそんなことはなかったんですけど加えられました。そういう点では、そういう必要があるんじゃないかな。昔のことを聞いて失礼なんですけど、予算決算が特別委員会方式をとっていたときは、総括質疑は其中でやられましたんで特別委員会の委員長、副議長が慣例ですけど、本会議に報告するときは総括質疑の内容も含めながら委員会、分科会ですけど、その報告を合わせてしていました。そのほうが、この予算に何が問題があるのかな。決算に何が問題があったのかなってのは、よりはっきりすると思うんですけど、今の報告だけでは、非常に難しい問題もあるんじゃないか。それと議案の提案説明の問題なんですけど、基本条例には重要な内容は項目については根拠だとか背景だとか経過だとか合わせて資料出すことになってますけど、一般の予算決算においては、少なくとも予算が始まるわけですけど、予算についてはそんなことはありません。そして当局では聞かれれば説明するけど、聞かれなければほとんど説明、詳しい説明しません。これは私職員のときの経験なんですけど、聞かれないのに丁寧な説明した課長が逆に今度議員に指摘されて誤ったりなんかして、後で課長会議で議会の反省会で叱られたという話もありました。そういう点では、当局はいい、悪いは別にして聞かれなければ説明しません。そういう点では、私は議員が細かいところまで目を配って質問するということが非常に大事だと思っています。そういう点の内容の問題点を提案しときたいと思います。

○委員長（高田保則） 次に太田議員の提案については、事務局でお願いしたいと思います。

堀川係長。

○庶務係長（堀川誠） 太田議員の一つについて説明させていただきます。すみません、時間の関係もございますので簡単にさせていただきますと思います。

常任委員会の活性化という提案でございます。具体的には改善策といたしまして、議員間での方向性の場をつくるとうことで常任委員会の活性化もございまして、月1回の常任委員会の開催。あと、その中で付託案件の再調査であったり、市民活動であったり事業所等の実態調査をしてはどうかというものがあります。二つ目といたしましては、先ほどの渡辺議員のものと同じものがあるんですが、常任委員会委員以外の発言の場を拡大するというので、今総括質疑3回した方が委員外発言ができるようになってるんですが、その発言の有無に関わらず、委員が発言をしてはどうかというので発言の回数についても最低でも2回以上認めるというのでどうかと言うものでございます。3点目、議会報告会・意見交換会は広報広聴委員会のほうで全議員さんのほうからやっていただいている

んですが、それを委員会としてそれも定例会終了後、年4回開催したらどうかというものでございます。二つ目ICTを活用した情報発信ということで、一般質問であったり総括質疑であったり議員のほうが質問したもので当局側が回答した経過がわかるようなシステム構築をしたらどうかということで、議会の見える化に通じるということで、そういうものをつくったらどうかということでございます。

次、12ページごらんいただきたいと思います。

○委員長（高田保則） 事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 議会事務局で二つ出させていただいているので簡単に説明いたします。先ほど渡辺委員も話したような内容化と思います。議会基本条例第1条に基づいて政策等の形成過程の説明を求める手続きの策定についてという提案です。新規事業の多くが3月定例会に出されますけども、総括質疑、委員会において審議されます。ただ、予算資料の主要事業の概要に記載事項書かれてるのはほんの一部だけであって、なかなかそれをベースに質疑しても共通理解までに時間がかかってしまうというところから、新規事業の多くが表面的な審議しかできない面も見受けられるということで、議会基本条例第1条に基づいて市長が提案する政策等について審議を深めるために次に掲げる事項7項目あるんですけども、説明を行うよう求めるものとし市長は最大限応ずる努力をするものとあるというんですけども、具体的には求めていないんじゃないかなというところで、具体的な説明を求める手続きを定めたらどうかというようなことです。例としては新規事業を必須として内示会、3月定例会の議案の資料として配付してもらおう。年度途中の議案については、議運で必要性を審議したり議長の判断により説明を求めるといったようなことを例として考えたんですけども、すべてというのはなかなか難しいのかなと思います。解説にあるとおり、重要な政策等について。重要な政策と書いてあるのでそれを判断して7項目の説明を書式、書面として出してもらったらどうかというふうに、そのルールを定めたらどうかと提案するものです。最終ページ、14ページごらんください。議会改革の提案になるかどうか疑問なんですけれども、管内調査の実施時期についてです。現状のマニュアルでは6月定例会閉会後から9月定例会前までに行うということになっております。今回7月31日で議員の任期満了となります。それで改選前の委員会が行うか、改選後の委員会が行うか決めたいらいいのではないかなというふうに思っております。次期的には6月定例会から選挙前ということで、実施案1は改選前の議員さん。実施案2としては選挙後、8月中に行うということ。これ改選後の議員さん。実施案3としては、今までのマニュアルのルールとは違うんですが、9月定例会の閉会後行う場合。その他としましては、6月定例会前に行うのもあるのではないかなと思います。6月定例会前に行うのであれば、3月議会の最終日に6月定例会までの閉会中に行う議決が必要で、マニュアル自身は変えなくてもいいのかなと思うんですが、議運でその辺統一的なものを3月定例会までに決める必要があるのかなというふうに思っております。議会改革で取り上げるか、議会運営委員会の一つの議題として取り上げるかは別になるかと思うんですが、そのような提案であります。以上です。

○委員長（高田保則） 今、今回議会改革について会派、個人の皆さんから改革案が出まして、今説明をしていただきました。今日についてはこれは審議するという方向ではなくて、今後検討方針について新たな提案と未実施と項目の中から何を優先して取り組んでいくべきか決めていきたいと思いますが、その決定にあたり、従来のように提案項目を客観的に評価し、その上で、次回検討年度を決めていくという流れにしたいと思いますが、今まで皆さんのところに資料2の中に今までの経過がありますが、このような方式で取り扱いをしていきたいと思いますが、詳細については、事務局長説明します。

局長。

○局長（岩澤正明） この中からですね、積み残しの分、それと今回提案あった部分から何を主に改選前ですかね。今

の議運で行っていくかというのを決めなければいけないと思います。そのためには今回提案あったものをすみませんが客観的な評価をですね、資料4のとおり前回と同じようにですね、点数化していただければなというふうに思っています。一つの評価は、①緊急・重要度の評価ということで、緊急度を主に優先して評価。A、B、C、Dのどれに当たるのか①緊急・重要度評価。②自己完結度・作業時間の評価ということで作業時間の短いものを優先てはいいんではないかということで、それが高い点数になるようになってるんですが、A、B、C、Dということで評価していただければと思います。具体的には、前のものは前のものでいいかと思ひますし、今回提案あったもの資料3のところですね、この表にA、B、C、D 2ヶ所ですね入れていただいて事務局のほうへ提出していただければ、次回の議運までに点数化しておきたいと、そして配付したいと思ひますので次回の議運のときにどれを取り上げるか協議していただければというふうに思っております。説明は以上です。

○委員長（高田保則） ただ今、実施項目の決定方法について、説明いたしましたが、何か御意見等ありましたらお願いします。前回もこのような形で30年度、29年度実施してきたわけですが、このような方法でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） それではこのように進めさせていただきたいと思ひます。それでは、優先順位の取り扱いについてですね、エンドレスというわけにいかないの、日にちを決めていただいて、議運で進め方について協議したいと思ひますがいかがでしょうか。このA、B、C、Dについて、いつごろまでに。次の議運が2月の18日だったかね。1週間もあればいい。

○事務局長（岩澤正明） 次の議運の日決めたら、それに間に合うように。

○委員長（高田保則） 議運にまとめられる日にちということになるかね。

○事務局長（岩澤正明） 2月18日っていうと今度遅くなり過ぎてしまうと思ひますよね。その前にもう1回くらい開いたほうがいいんではないかと思ひます。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（高田保則） 28日締め切りでいかがですか。1月28日締め切り。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 議運はその次、まとまったら28日まとめていただいて、1週間あればまとまるかね。

○事務局長（岩澤正明） 全然かからないと思ひますので、点数足し算するだけなんですすぐです。

○委員長（高田保則） 7日か8日、2月の。

○事務局長（岩澤正明） もっと早くても大丈夫ですけどね。

〔「1日でもいいか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 1日。そんな早く。どうですか。1日か4日。

〔何事か言う者あり〕

○事務局長（岩澤正明） 1日、4日は事務局全然いいです。

〔「早いほうがいいんじゃないかね」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 1日ね。2月1日。

〔何事か言う者あり〕

○事務局長（岩澤正明） じゃあ1時半で。

○委員長（高田保則） きょうできなかったのは1日の日にやるかね。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（高田保則） 暫時休憩します。

休憩 14時49分

再開 14時50分

○委員長（高田保則） 休憩を解いて会議を続けます。

今回の議会運営委員会は、2月1日14時から開催をしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

2) その他

○委員長（高田保則） 次に2)その他 ①3月定例会における常任委員会開催日の内定についてを協議したいと思います。事務局から、説明をしてもらいます。

局長。

○局長（岩澤正明） 2月1日の議運でも結構だったんですが、3月定例会の常任委員会の内定について、先にお話しさせていただきます。お手元に会期日割表がいつているかと思います。皆さんに配られたものと同じであります。

今回3月定例会の常任委員会の予定なんですが、3月12日火曜日、建設厚生委員会、13日水曜日、産業経済委員会、15日金曜日、総務文教委員会の順になろうかと思っています。きょう欠席の宮澤委員長は15日で総文よろしいというような話でありました。説明は以上です

○委員長（高田保則） ただ今説明がありましたが、日程についていかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 委員会の日程については、その日程で内定したいと思います。

○委員長（高田保則） 次に、その他でございますがW i - f i の活用に関する調査について、事務局から、説明を願ひます。

堀川係長。

○庶務係長（堀川 誠） 資料5のほうをごらんいただきたいと思います。W i - f i の活用に関する調査ということで、前回の議運で佐藤副委員長のほうから9月の全協の時に県内20市のW i - f i の状況一覧表を配付させていただいたんですが、もうちょっと詳しくというお話がございますので照会したものでございます。県内のW i - f i の活用状況9市ございます。それについてはフリーのW i - f i 、管理されてるW i - f i を含めまして9市でやっております。その中で設置の経過といたしましては、議場の改修であったりタブレットの導入であったり市民の利便性の向上であったりと理由はあるんですが、そのような状況になっておりまして、詳しくは一覧表をごらんいただければと思いますが、一番最後のところで費用負担についてはどこの市も議員の費用負担はなかったという状況でございますし、この中にはタブレット導入されてる市もございますし、タブレットは導入してないんですが、佐渡市さんのように、うちのところみたいに持ち込みだけは可としている議会もございますので参考までに提出させていただきます。

○委員長（高田保則） ただ今W i - f i の活用状況について報告がありましたが、中身を検討していただいて次の議会運営委員会、議会改革の中で活用していただければというふうに思います。そのほか、皆さんのほうで意見はございますでしょうか。

○委員長（高田保則） ないようですので、これにて議会運営委員会を閉会します。大変御苦労さまでした。

閉会 午後2時55分